令和2年分扶養親族等申告書の記入方法

■令和2年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記入方法

※ ご記入にあたっては、楷書体のわかりやすい文字での記入をお願いいたします。

控除対象となる配偶者または、扶養親族がおらず、 ご本人が障害者・寡婦(寡夫)等に該当しなければ、申告書の提出は不要です。

提出日をご記入ください。

提出年月日

令和 2 年 4 月 20 日



A欄の記入



ご本人の氏名、電話番号を(手書き分の場合は基礎年金番号・年金コード、住所、生年月日も記入)ご記入ください。

- ▶自筆で署名された場合、捺印は不要です。
- ▶成年後見人が記載する場合は、「受給者氏名」を記入し、受給者の印(ない場合は成年後見人の印)を押してください。
- ▶日本年金機構から送付している申告書には、基礎年金番号・年金コード、住所の記入欄はなく、氏名のフリガナ、生年月日はあらかじめ印刷してあります。





1 受給者が普通障害者に該当する場合は「1. 普通障害」、特別障害者に該当する場合は「2. 特別障害」を〇で囲んでください。なお、いずれにも該当しない場合は記入は不要です。

- →障害者に該当する場合は、裏面⑭「摘要」欄に、ご本人の氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。
- ▶日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出され、障害者に該当する旨記載いただいていた方には、あらかじめ前年申告内容に基づく○が印刷してあります。
- ▶普通障害者または特別障害者に該当するかについては、P18「**障害者とは**」をご覧ください。
- ▶提出する際、障害の程度を示す証明書の添付は必要ありません。
- ▶介護保険法で定められている要介護認定の等級、各種公的年金制度から支給されている障害年金の等級などとは直接関係ありません。



●あらかじめ印刷されている状態が前年から変更となる場合、印刷されている〇を二重線で抹消し、 新たに該当する箇所を〇で囲んでください。該当しなくなる場合は二重線で抹消のみ行ってくださ い。(訂正印は不要です。)



本人障害 (該当なしの場合は 記入不要)

(1. 普通障害)

2. 特别障害

「寡婦・寡夫」欄について、寡婦の場合は「1. 寡婦」、特別寡婦の場合は「2. 特別寡婦」、寡夫の場合は「3. 寡夫」を〇で囲んでください。なお、いずれにも該当しない場合は記入は不要です。

- ▶寡婦、特別寡婦、寡夫に該当するかについては、「寡婦・特別寡婦・寡夫とは」(下の表)をご覧ください。
- ▶寡婦に該当する場合は、裏面⑭「摘要」欄に以下をご記入ください。
 - ・死別・離婚・生死不明の別

2

- ・扶養親族または生計を一にする子が
 - ① いる場合 :その人の氏名および令和2年中の所得の見積額
 - ② いない場合:ご本人の令和2年中の所得の見積額
- ▶特別寡婦に該当する場合は、裏面⑭「摘要」欄に以下をご記入ください。
 - ・死別・離婚・生死不明の別
 - ・扶養親族である子の氏名及び令和2年中の所得の見積額
 - ・ご本人の令和2年中の所得の見積額
- ▶寡夫に該当する場合は、裏面⑭「摘要」欄に以下をご記入ください。
 - ・死別・離婚・生死不明の別
 - ・生計を一にする子の氏名および令和2年中の所得の見積額
 - ・ご本人の令和2年中の所得の見積額
- ▶提出する際、寡婦・特別寡婦・寡夫を示す書類の添付は必要ありません。
- ▶日本年金機構から送付している申告書には、前年に寡婦(寡夫)の申告がされている場合は、あらかじめ前年申告内容に基づく○が印刷してあります。

所得税法上の「寡婦」、「特別寡婦」、「寡夫」とは、受給者本人が、夫や妻と死別、もしくは離婚した後に再婚していない方、または夫や妻の生死が明らかでない方で受給者本人の所得が一定の要件に該当する方をいいます。詳しくは下表をご参照ください。

本人の性別	扶養親族等の要件	死別・離婚・生死不明の別	本人の所得要件	区分
	+ 芝 如サマセフフ ぷ いフ		500万円以下	特別寡婦
	扶養親族である子がいる	死別・離婚・生死不明	500万円超	
女性	扶養親族(子以外)がいる		要件なし	
- 1. <u>-</u>	所得の見積額が48万円以下の 生計を一にする子(※)がいる	死別・離婚・生死不明 		寡 婦
	扶養親族や生計を一にする子がい ない	死別・生死不明	500万円以下	
男性	所得の見積額が48万円以下の 生計を一にする子(※)がいる	死別・離婚・生死不明	500万円以下	寡 夫

^{※「}子」は、他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされていない方に限られます。

寡婦・寡夫 (該当なしの場合は 記入不要)

(女性)

1. 寡婦 2. 特別寡婦 (3. 寡夫) (女性)





摘要

年金太郎 配偶者と死別 所得見積額 300万円 子 年金一郎 所得見積額 0円

- 3 ご本人の令和2年分の所得見積額を算出し、所得見積額が900万円を超える場合は ○をつけてください。900万円を超えない場合は不要です。
 - ➤所得の金額の計算については、P19「所得金額の計算方法」をご覧ください。
 - ▶計算の結果、所得の金額がマイナスの金額となった場合は、「○」万円と判断してください。
 - ▶本人所得が900万円を超えるかは、配偶者の控除額を計算する際に影響します。 5 欄をご覧ください。

本人所得

年間所得の見積額が900万円を (該当なしの場合は **超える**場合は右の欄に○をしてください。

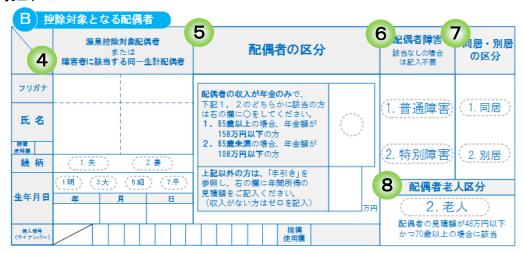




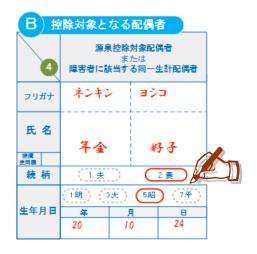
控除対象となる配偶者または、扶養親族がいない

ご本人が障害者・寡婦(寡夫)等に該当しなければ、申告書の提出は不要です。 ご本人が障害者・寡婦(寡夫)等に該当する場合は、16 へ進んでください。

B欄の記入

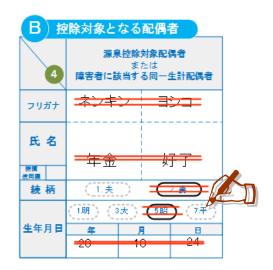


- 4 控除対象となる配偶者の氏名、生年月日、該当する続柄を○で囲んでください。
 - ▶日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出され、配偶者の氏名等記載いただいていた方には、配偶者の氏名等をあらかじめ印刷してあります。



『控除対象となる配偶者』とは以下のいずれかの条件に該当する方になります。

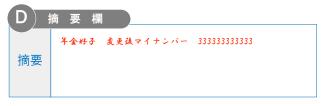
- ●令和2年中の所得の見積額が900万円以下の受給者と生計を一にする配偶者で、所得のない方または令和2年の所得の見積額が95万円以下の方
- ●令和2年中の所得の見積額が900万円を超える受給者と生計を一にする配偶者で、令和2年の所得の見積額が48万円以下(または所得がない)で、障害者に該当する方
 - ⇒所得の金額の計算については、P19「所得金の計算方法」をご覧ください。
- ●法律上婚姻関係にない方は控除対象となる配偶者に該当しませんのでご注意ください。
- ●あらかじめ印刷されている配偶者が令和2年については控除対象とならない場合、印刷されている配偶者の氏名を二重線で抹消してください。(以降の扶養親族についても控除対象とならない場合、同様に抹消してください。) 訂正印は不要です。



●個人番号(マイナンバー)欄について

- ▶日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出され、配偶者の個人番号 (マイナンバー)(以下「マイナンバー」という)を記入していただいていた方には、マ イナンバーの収録状況表示欄に「収録済」と印刷してあります。
- ▶マイナンバーの収録状況表示欄に「収録済」と記載されている場合は、マイナンバーの記入は不要です。マイナンバーの変更をされた場合は、裏面⑭「摘要」欄に配偶者の氏名、変更後のマイナンバーをご記入ください。
- ➤マイナンバーの収録状況表示欄に「未収録」と記載されている場合、または前年に配偶者 を記入して提出していただいていない(マイナンバーの収録状況表示欄に斜線が引かれて います)場合、所得税法施行規則第77条の4の規定によりマイナンバーのご記入をお願 いします。番号を確認するための書類の添付は不要です(記入がない場合でも申告書は受 け付けします)。
- ・マイナンバーの収録状況表示欄に「収録済」と記載されている場合 ⇒マイナンバーの記入は不要です。

※マイナンバーを変更した場合は、申告書裏面「摘要」欄にご記入ください。



- ・マイナンバーの収録状況表示欄に「未収録」と記載されている場合 または
- ・マイナンバーの収録状況表示欄に斜線が引かれているが、新たに配偶者を記入する場合 ⇒マイナンバーをご記入ください。



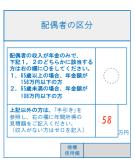
- 5 「配偶者の区分」欄は、控除対象となる配偶者の収入が公的年金のみで、令和 2年中の収入見積額が申告書に記載されている年金額以下であれば〇を、それ以 外であれば年間所得見積額を計算し、ご記入ください。
 - ➤配偶者を控除対象とするために必ず記入が必要です。記入漏れのないようご注意ください。
 - ➤所得の金額の計算については、P19「所得金額の計算方法」をご覧ください。
 - ➤ 令和2年中の収入金額が申告書に記載されている年金額以下である場合、配偶者の所得見 積額は48万円以下となります。
 - ▶計算の結果、所得の金額がマイナスの金額となった場合は、「O」万円と判断してください。
 - ▶日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出され、配偶者の氏名等記載いただいていた方には、あらかじめ前年申告内容に基づく○や金額が印刷してあります。
 - →税制改正により所得見積額の計算方法が変更になりました。前年から収入に変更がない場合でも、改めて所得見積額を計算してください。

「〇」をする場合





金額を記入する場合





)『**本人所得**』と『**配偶者の区分**』が以下に該当する場合は、以下のとおり 控除に制限がありますので、ご注意ください。

<本人所得が 900 万円を超えない場合>

- ●『配偶者の区分』において、配偶者の年間所得見積額が 48 万円を超える~95 万円以下 の場合
 - ・配偶者が障害者に該当する場合でも配偶者の障害者控除(月額 22,500~62,500円)は受けられません。
 - ・配偶者が70歳以上であっても老人控除対象配偶者控除(月額40,000円)は受けられません。
- ●『配偶者の区分』において、配偶者の年間所得見積額が 95 万円を超える場合 ・配偶者控除の対象となりません。

<本人所得が900万円を超える場合>

- ●『配偶者の区分』において、配偶者の年間所得見積額が 48 万円以下の場合
 - ・配偶者が障害者に該当する場合のみ、配偶者の障害者控除(月額 22,500~62,500 円)が受けられます。
- ●『配偶者の区分』において、配偶者の年間所得見積額が 48 万円を超える場合
 - ・配偶者控除の対象となりません。

●配偶者が控除対象とならない場合の例

『本人所得』と『配偶者の区分』の記入内容によって、以下に該当する場合は、配偶者氏名等を記入いただいても控除の対象となりませんので、ご注意ください。

① 『配偶者の区分』に 95 万円を超える所得見積額を記入した場合



② 『本人所得』において、所得見積額が900万円を超えるとして〇をし、かつ『配偶者の区分』に48万円を超える所得見積額を記入した場合





③『本人所得』において、所得見積額が900万円を超えるとして〇をし、かつ『配偶者障害』(下記⑥参照)において、障害者に該当しない場合







「配偶者障害」欄は、配偶者が普通障害者に該当する場合、「1. 普通障害」、 特別障害者に該当する場合、「2. 特別障害」を○で囲んでください。

また、障害者に該当する場合は、裏面の⑭「摘要」欄に、配偶者の氏名、身体障害者手帳等の種類と 交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。 なお、いずれにも該当しない場合は記入は不要です。

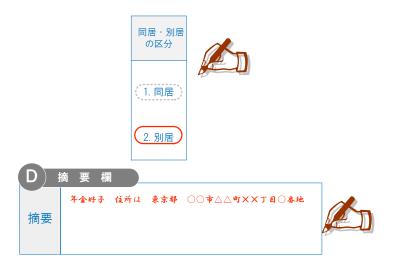
- ➤普通障害者または特別障害者に該当するか否かについては、P18「障害者とは」をご覧ください。
- ▶日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出され、障害者に該当する旨記載いただいていた方には、あらかじめ前年申告内容に基づく○が印刷してあります。変更がない場合、摘要欄の記載は不要です。
- ▶提出する際、障害の程度を示す証明書の添付は必要ありません。
- ▶介護保険法で定められている要介護認定の等級、各種公的年金制度から支給されている障害年金の等級などとは直接関係ありません。



- ●摘要欄の記入例は **1**をご覧ください。
- 7 控除対象となる配偶者が別居している場合は、「同居・別居の区分」の『2. 別居』 を○で囲み、裏面⑭「摘要」欄に、控除対象となる配偶者の氏名と住所をご記入 ください。

また、控除対象となる配偶者が受給者本人または扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の 『1. 同居』を○で囲んでください。

- ▶日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出された方には、あらかじめ前年申告内容に基づく○が印刷してあります。
- ➤国外にお住まいの方を控除対象とする場合は、以下の「国外にお住まいの扶養親族等がいる場合の 提出方法」をご覧いただき、必要な添付書類を同封してください。前年に国外にお住まいの方を控 除対象としていた場合は「非居住者」と印刷してあります。変更がない場合、摘要欄の記入、書類 の添付は不要です。



●国外にお住まいの扶養親族等がいる場合の提出方法

控除対象となる配偶者または扶養親族が非居住者(※)の場合は、摘要欄にその方の氏名・住所・非居住者である旨を記入してください。また、親族関係書類(注)を申告書と同封してご提出ください。

- (注)親族関係書類とは次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者 または親族であることを証するものをいいます。なお、これらの書類が外国語により作成さ れている場合には、日本語での翻訳文も必要になります。
- ①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類およびその配 偶者又は扶養親族の旅券(パスポート)の写し
- ②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(その配偶者又は扶養親族の 氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限ります)
- (※)「非居住者」とは、国内に住所を有さず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有していない方をいいます。



- 「配偶者老人区分」欄は、配偶者が「老人控除対象配偶者」に該当する場合は、「2.老人」を○で囲んでください。なお、該当しない場合は記入は不要です。
 - ➤「老人控除対象配偶者」に該当する方は、70歳以上(昭和26年1月1日以前に生まれた方)で 年間所得見積額が48万円以下の配偶者です。



C欄の記入

C) 扶	養 親 族 (3人目以降は裏面)	ご記入ください)	(11)	12 13
9	控除対象扶養親族(16歳以上) または 扶養親族(16歳未満) ※		生年月日 障害 *** 老人の種別 は配入れ	別居の プロバヤ
フリガナ		3 子 4 孫 7	3大 5昭 平 9.奈 1. 普通摩	害 (1.同居) 48万円
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他	月 日 2.特別障	以下 き (2.別居) 48万円
使用機 他人参号 (マイナンパー)	<u> </u>	8 甥姪等 9 =親等以内の親族 (1. 特	定 2. 老人	超

- 9 / 控除対象となる全ての扶養親族の氏名、生年月日を記入し、該当する続柄を〇で 囲んでください(3人目以降は裏面にご記入ください)。
 - ➤同一人が、複数の扶養控除の対象にはなれませんのでご注意ください。 同一生計内に所得者が 2 人以上いるときは、扶養親族等を他の所得者の扶養親族とすることが できます。また、その生計内の扶養親族等をそれぞれの所得者に分けて控除を受けたりするこ ともできます。このような場合には、裏面⑭「摘要」欄にご記入ください。
 - ▶日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出され、扶養親族の氏名等記載いただいていた方には、その方の氏名等をあらかじめ印刷してあります。
 - ※16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除の適用を受けることができます。
 - ※「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3の規定による「公的年金 等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。
- 『控除対象となる扶養親族』とは、受給者本人と生計を一にする配偶者以外の親族で、所得のない方または令和2年中の所得の見積額が48万円以下の方のことをいいます。



●個人番号(マイナンバー)欄について

- ▶日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出され、扶養親族等のマイナンバーを記入していただいていた方には、マイナンバーの収録状況表示欄に「収録済」と印刷してあります。
- ➤マイナンバーの収録状況表示欄に「収録済」と記載されている場合は、マイナンバーの記入は不要です。マイナンバーの変更をされた場合は、裏面⑭「摘要」欄に対象者の氏名、変更後のマイナンバーをご記入ください。
- →マイナンバーの収録状況表示欄に「未収録」と記載されている場合、および前年に扶養親 族等を記入して提出していただいていない(マイナンバーの収録状況表示欄に斜線が引か れています)場合、所得税法施行規則第77条の4の規定によりマイナンバーのご記入を お願いします。番号を確認するための書類の添付は不要です(記入がない場合でも申告書 は受け付けします)。
- ▶記入方法の例は 4 を参照してください。
- 10 控除対象となる扶養親族の種別を○で囲んでください。なお、いずれにも該当し ない場合は記入は不要です。
 - ▶平成10年1月2日から平成14年1月1日までに生まれた方については「特定扶養親族」に該当しますので、『1.特定』を○で囲んでください。
 - ▶昭和26年1月1日以前に生まれた方については「老人扶養親族」に該当しますので、『2. 老人』を○で囲んでください。
 - ▶日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出された方には、あらかじめ該当する 種別に○が印刷してあります。



11 「障害」欄は、扶養親族が普通障害者に該当する場合、「1. 普通障害」、特別障害者に該当する場合、「2. 特別障害」を○で囲んでください。

また、障害者に該当する場合は、裏面の⑭「摘要」欄に、扶養親族の氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。なお、いずれにも該当しない場合は記入は不要です。

- ▶普通障害者または特別障害者に該当するか否かについては、P18「障害者とは」をご覧ください。
- ▶日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出され、障害者に該当する旨記載いただいていた方には、あらかじめ前年申告内容に基づく○が印刷してあります。変更がない場合、摘要欄の記入は不要です。
- ▶提出する際、障害の程度を示す証明書の添付は必要ありません。
- ▶介護保険法で定められている要介護認定の等級、各種公的年金制度から支給されている障害年金の等級などとは直接関係ありません。
- ➤記入方法の例は 6 を参照してください。
- 12 控除対象となる扶養親族が別居している場合は、「同居・別居の区分」の『2. 別居』を○で囲み、裏面⑭「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。また、控除対象となる扶養親族が受給者本人または扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の『1. 同居』を○で囲んでください。
 - ▶日本年金機構から送付している申告書には、前年に申告書を提出された方には、あらかじめ前年申告内容に基づく○が印刷してあります。
 - ➤国外にお住まいの方を控除対象とする場合は、P10「国外にお住まいの扶養親族等がいる場合の 提出方法」をご覧いただき、必要な添付書類を同封してください。前年に国外にお住まいの方を控 除対象としていた場合は「非居住者」と印刷してあります。変更がない場合、摘要欄の記入、書類 の添付は不要です。
 - ▶記入方法の例は 7 を参照してください。

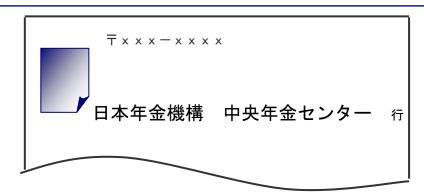
- 13 「年間所得の見積額」欄は、令和2年中の合計所得の金額(見積額)を計算し、 該当する方を○で囲んでください。
 - ▶所得の金額の計算については、P19「所得金額の計算方法」をご覧ください。
 - ▶計算の結果、所得の金額がマイナスの金額となった場合は、「○」万円と判断してください。
 - ▶年間所得の見積額が48万円を超える場合、控除対象となりません。「48万円超」に○を された場合、扶養親族等を記入いたただいても、控除対象となりませんので、ご注意くだ さい。



- 14 控除対象となる扶養親族が欄に記入しきれない場合は「摘要」欄に、その方の氏名、続柄、 生年月日、種別、障害、同居・別居の区別、年間所得の見積額をご記入ください。
 - ▶「摘要」欄に記入しきれない場合は便箋などに記入し、申告書に同封してご提出ください。その際は、便箋などには受給者の方の基礎年金番号・年金コード、氏名、生年月日をご記入ください。
- 15 同一生計内に所得者が 2 人以上いるときは、扶養親族等を他の所得者の扶養親族とすることができます。またその生計内の扶養親族等をそれぞれの所得者に分けて控除を受けたりすることもできます。
 - この場合には、裏面149「摘要」欄に以下をご記入ください。
 - ・その扶養親族の方の氏名、あなたから見た続柄、生年月日、住所
 - ・上記の方を扶養親族として控除を受ける他の所得者の氏名、あなたから見た続柄、住所
 - ▶記載された場合でも、受給者の方の控除額には影響はありません。

再度記入もれがないかご確認ください。

16 返信用封筒に切手を貼って、申告書を封入、投函してください。



事務処理の都合上、日本年金機構からお送りしている返信用封筒には扶養親族等申告書受付専用の郵便番号を記載しています。

■扶養親族等申告書の記入例

年 金 太 郎 さ ん の 場 合

続柄 年齢 収入 本人(太郎) 70歳 給与 200万円 老齢年金受給 170万円 妻(好子) 75歳 老齢年金受給 90万円 同居

文(一郎) 92歳 障害年金受給 100万円 別居

※身体障害者手帳の交 付(4級)を受ける 普通障害者 孫(登美子) 21歳 0万円 同居

- ※ 年齢は、令和2年12月31日時点での年齢です。
- ※ ご記入にあたっては、楷書体のわかりやすい文字での記入をお願いいたします。





《記入の説明》

- 太郎(本人)について
 - ▶『本人障害』欄は、障害者ではないので記入しません。
 - ▶『寡婦·寡夫』欄は、寡夫ではないので記入しません。
 - ▶『本人所得』欄は、900万円を超えないので○をしません。
 - ○太郎の所得の計算方法
 - 170万円(老齢年金の金額)-110万円(公的年金等控除額)=60万円
 - 200万円(給与の収入金額)-68万円(給与所得控除額)*=132万円
 - ※200万円 ×30% +8万円 =68万円
 - 10万円(年金所得の上限額)+10万円(給与所得の上限額)-10万円 =10万円

(所得金額調整控除)

所得額 60万円+(132万円-10万円)=182万円

● 好子(妻)について

- ➤ 『氏名』欄は、氏名・フリガナを記入します。『続柄』欄は、「2. 妻」を〇で囲みます。 『生年月日』欄は、「5. 昭」を〇で囲み、年月日を記入します。
- ▶ 『個人番号(マイナンバー)』欄にマイナンバーを記入します。
- ➤『配偶者の区分』欄は、好子(妻)の年齢が75歳で、 収入が年金のみで158万円以下ですので、上段に○をします。
- ▶『配偶者障害』欄は、障害者ではないので記入しません。
- ▶『配偶者老人区分』欄は、70歳以上なので、「2.老人」を○で囲みます。
- ▶『同居・別居の区分』欄は、同居しているので「1. 同居」を○で囲みます。

● 一郎(父)について

- ➤ 『氏名』欄は、氏名・フリガナを記入します。 『続柄』欄は、「5. 父母・祖父母」に○をつけます。 『生年月日』欄は、「5. 昭」を○で囲み、年月日を記入します。
- ▶『個人番号(マイナンバー)』欄にマイナンバーを記入します。
- ▶『種別』欄は、「老人扶養親族」に該当するため、「2. 老人」を○で囲みます。
- ▶『障害』欄は、普通障害者に該当するので「1. 普通障害」を○で囲みます。
- ▶『同居・別居の区分』欄は、別居しているので「2. 別居」を○で囲みます。
- ➤『年間所得の見積額』欄は、「48万円以下」を〇で囲みます。 ※障害年金は所得額計算の際、収入に含まれません。
- ➤『摘要』欄に身体障害者手帳等の種類等、および住所を記入します。

● 登美子(孫)について

- ➤ 『氏名』欄は、氏名・フリガナを記入します。『続柄』欄は、「4. 孫」に○をつけます。 『生年月日』欄は、「7. 平」を○で囲み、年月日を記入します。
- ▶『個人番号(マイナンバー)』欄にマイナンバーを記入します。
- ▶『種別』欄は、「特定扶養親族」に該当するため、「1. 特定」を○で囲みます。
- ▶『障害』欄は、障害者ではないので記入しません。
- ▶『同居・別居の区分』欄は、同居しているので「1. 同居」を○で囲みます。
- ▶『年間所得の見積額』欄は、「48万円以下」を○で囲みます。

障害者とは

所得税法上の「普通障害者」と「特別障害者」とは、受給者本人または控除対象配偶者もしくは 扶養親族の中で、その障害の内容により、次に該当する方をいいます。詳しくは年金事務所また は税務署にお尋ねください。

	障害の内容	普通障害者	特別障害者
1	精神上の障害により事理を弁 識する能力を欠く常況にある 方 (※1)		該当するすべての方
2	精神保健指定医などから知 的障害者と判定された方	中度または軽度と判定された 方(療育手帳の障害の程度が B、B1、B2、C、愛の手帳の 3~4度の方)	重度と判定された方 (療育手帳の障害の程度が A、A1、A2、愛の手帳の1 ~2度の方)
3	精神に障害がある方で精神障 害者保健福祉手帳の交付を受 けている方	右の程度以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が1級の方
4	身体障害者手帳に身体上の 障害がある方として記載され ている方	障害の程度が3級から6級ま での方	障害の程度が1級または2級 の方
5	戦傷病者手帳の交付を受けて いる方	右の程度以外の方	障害の程度が恩給法特別項症 から第3項症までの方
6	原子爆弾の被爆による障害者 として厚生労働大臣の認定を 受けている方		該当するすべての方
7	常に就床を要し、複雑な介護を 要する方(※2)		該当するすべての方
8	年齢が65歳以上で、福祉事務 所長などから認定されている 方	右の程度以外の方	①、②、④の特別障害者と同程度の障害がある方

- ※1 「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」とは、精神上の障害のため物事のよしあしが区別することができないか、できるとしてもそれによって行動することができない状態にあることをいいます。また、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」にあることは、医師の診断書によって証明されますが、診断書の写しを申告書に添付する必要はありません。
- ※2 「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」とは、引き続き6ヶ月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排せつ等をすることができない程度の状態にあると認められる方のことです。排せつ等の日常生活に支障のある寝たきりのままの方は該当することになります。 なお、「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」であることについて、特に証明するものはありませんが、症状が固定すれば身体障害者手帳の交付申請を行うことができます。

所得金額の計算方法

- ① 収入が公的年金等の場合の所得金額の計算方法は次のとおりです。
- ●障害年金、遺族年金は非課税所得ですので、所得には含みません。
- ※ 公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「その年に受け取る年金額(※)」-「公的年金等控除額」=「公的年金等にかかる雑所得の金額」

- ※「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。
- ●公的年金等控除額は、以下のように年金以外の所得額、年齢と受け取る年金額に応じて異なります。

所得が年金のみ または 年金以外の所得が年間1,000万円以下場合

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額(A)	公的年金等控除額
	330 万円以下	110 万円
	330 万円超 410 万円以下	(A)×25%+27万5千円
65歳以上	410 万円超 770 万円以下	(A)×15%+68万5千円
	770 万円超 1,000 万円以下	(A)×5%+145万5千円
	1,000万円超	195万5千円
	130 万円以下	60 万円
	130 万円超 410 万円以下	(A)×25%+27万5千円
65歳未満	410 万円超 770 万円以下	(A)×15%+68万5千円
	770 万円超 1,000 万円以下	(A)×5%+145万5千円
	1,000万円超	195万5千円

《計算例1》65歳以上の方で受け取っている年金額が145万円の場合

145 万円 (受け取る年金額)-110 万円(公的年金等控除額) = 35 万円(年間所得の見積額)

《計算例2》65歳未満の方で受け取っている年金額が50万円の場合

50万円 (受け取る年金額) - 60万円(公的年金等控除額) = 0万円(年間所得の見積額) *マイナスとなった場合は所得額は0円となります。

年金以外の所得が年間1,000万円超~2,000万円以下の場合

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額(A)	公的年金等控除額
	330 万円以下	100 万円
	330 万円超 410 万円以下	(A)×25%+17万5千円
65歳以上	410 万円超 770 万円以下	(A)×15%+58万5千円
	770 万円超 1, 000 万円以下	(A)×5%+135万5千円
	1,000万円超	185万5千円
	130 万円以下	50 万円
	130 万円超 410 万円以下	(A)×25%+17万5千円
65歳未満	410 万円超 770 万円以下	(A)×15%+58万5千円
	770 万円超 1,000 万円以下	(A)×5%+135万5千円
	1,000万円超	185万5千円

年金以外の所得が年間2,000万円超の場合

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額(A)	公的年金等控除額
	330 万円以下	90 万円
	330 万円超 410 万円以下	(A)×25%+7万5千円
65歳以上	410 万円超 770 万円以下	(A)×15%+48万5千円
	770 万円超 1, 000 万円以下	(A)×5%+125万5千円
	1,000万円超	175万5千円
	130 万円以下	40 万円
	130 万円超 410 万円以下	(A)×25%+7万5千円
65歳未満	410 万円超 770 万円以下	(A)×15%+48万5千円
	770 万円超 1, 000 万円以下	(A)×5%+125万5千円
	1,000万円超	175万5千円

②収入が給与の場合の所得金額の計算方法は次のとおりです。

「給与の収入金額」ー「給与所得控除額」=「給与所得の金額」

●給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額(B)	給与所得控除額
162万5千円以下	5 5 万円
162万5千円超180万円以下	(B)×40% -10万円
180万円超360万円以下	(B)×30%+8万円
360万円超660万円以下	(B)×20%+44万円
660万円超850万円以下	(B)×10%+110万円
850万円超	195万円

《計算例》給与の収入金額が90万円の場合

90万円 (給与の収入金額) - 55万円(給与所得控除額)= 35万円(年間所得の見積額)

- ③一定の条件に該当する場合、給与所得控除には「所得金額調整控除」の額が加算されます。
- 公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額の計算方法 年金所得額^(※) + 給与所得額^(※) - 10万円 (※)10万円を超える場合は10万円

《計算例》65歳以上の方で受け取っている年金額が180万円 及び給与の収入金額が200万円である場合

給与所得控除額 : 200 万円(給与の収入金額) × 30% + 8 万円 = 68 万円 所得金額調整控除額: 10 万円(年金所得の上限額) + 10 万円(給与所得の上限額)

- 10万円 = 10万円

200万円 - 68万円(給与所得控除額) - 10万円(所得金額調整控除額)

= 122万円(給与所得の見積額)

- 給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合
 - ・本人が特別障害者に該当する。
 - 特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。
 - 23歳未満の扶養親族がいる。

所得金額調整控除額の計算方法 (給与の収入金額 ^(※) - 850万円) × 10% ※1,000万円を超える場合は 1,000万円

《計算例》給与の収入金額が1,200万円で、23歳未満の扶養親族を有する場合

給与所得控除額: 195万円

所得金額調整控除: (1,000万円(給与の収入の上限額) - 850万円)× 10% = 15万円

1,200万円(給与の収入金額) - 195万円(給与所得控除額)

- 15 万円 (所得金額調整控除額) = 990 万円 (年間所得の見積額)

④収入が公的年金等・給与以外の場合の計算方法は次のとおりです。

※ 所得金額の計算方法について、詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

所得の種類	所得金額(非課税所得は含みません。)
利 子 所 得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額一株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額一必要経費
事 業 所 得	総収入金額一必要経費
譲渡所得	総収入金額一(取得費+譲渡費用)-特別控除額
退職所得	特定役員退職手当以外の場合:(収入金額一退職所得控除額)×1/2 特定役員退職手当の場合:収入金額一退職所得控除額
山 林 所 得	総収入金額一必要経費一特別控除額
一 時 所 得	総収入金額一支出金額一特別控除額
雑 所 得	公的年金等以外の場合 総収入金額一必要経費

[※] 公的年金等以外とは、個人年金保険、郵便年金などです。

所得金額の早見表

- ●所得額とは収入から控除額等を差し引いたものです。
- ●控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。
- ●複数の種類の収入がある場合は、種類ごとの所得額を計算し、合計してください。

◇収入が公的年金等の場合・

- ・収入額は社会保険料等が差し引かれる前の金額です。
- ・遺族年金・障害年金は含まれません。
- ・共済年金等複数の公的年金等を受給されている場合は合計した収入金額で計算してください。

65歳以上の方で公的年金等収入のみの方の例

収入額(年間額)	所得額	備考
158万円	48万円	158万円を超える年金収入があれ ば所得額48万円超
200万円	90万円	
205万円	95万円	205万円を超える年金収入があれば所得額95万円超

65 歳未満の方で公的年金等収入のみの方の例

収入額(年間額)	所得額	備考
60万円以下	0円	
108万円	48万円	108万円を超える年金収入があれば所得額48万円超
120万円	60万円	
135万円	73万7千5百円	
150万円	85万円	
160万円	92万5千円	
163万3千円	94万9千7百 5十円	1,633,334 円を超える年金収入があ れば所得額95万円超

◇収入が給与の場合

※年金受給者の場合、公的年金等の所得額と合計した後の金額が申告書に記入いただく際の所得額になります。

収入額(年間額)	所得額	備考
60万円	5万円	
103万円	48万円	103万円を超える給与収入があれば所得額48万円超
105万円	50万円	
150万円	95万円	150万円を超える給与収入があれ ば所得額95万円超
1,095万円	900万円	1,095万円を超える給与収入があれば所得額900万円超 ※所得金額調整控除が適用されない場合

◇公的年金等と給与の両方の収入がある場合

65歳以上の方の例

年金収入額(年間額)	給与収入額(年間額)	合計所得額
120万円	60万円	10万円
158万円	90万円	73万円
170万円	100万円	95万円
210万円	1,000万円	895万円

65 歳未満の方の例

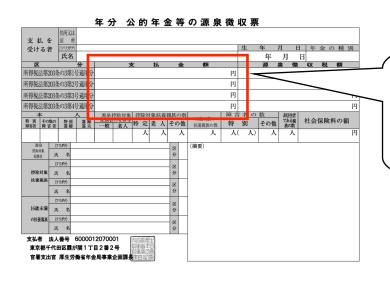
年金収入額(年間額)	給与収入額(年間額)	合計所得額
60万円	60万円	5万円
80万円	90万円	45万円
108万円	95万円	78万円
120万円	100万円	95万円

●収入が公的年金等または給与以外である場合の所得金額の計算方法について、詳しくはお近くの年 金事務所または税務署にお尋ねください。

収入金額の確認方法(例)

◇収入が公的年金等の場合

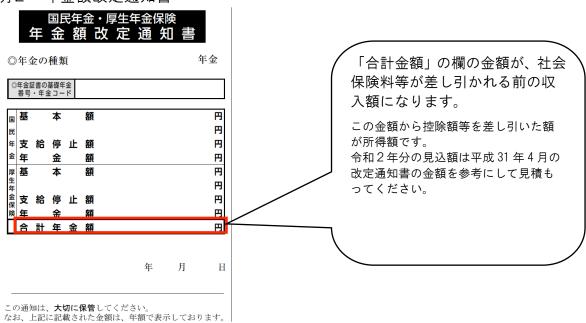
例1 公的年金等の源泉徴収票



「支払金額」の欄の金額が、社会保険料等が 差し引かれる前の収入額になります。

この金額から控除額等を差し引いた額が所得額です。 令和2年分の見込額は令和元年分以前の源泉徴収票の 金額を参考にして見積もってください。

例2 年金額改定通知書



25

◇収入が給与の場合

例1 給与所得の源泉徴収票



「給与所得控除後の金額」の欄の金額が、所得 額になります。

令和2年分の所得見積金額については、所得額の計算方法が変更されているため、収入見込が令和元年と変更がない場合でも、令和元年分以前の源泉徴収票に記載されている所得額そのものとはなりませんのでご注意ください。 給与収入が850万円以下の場合、令和元年分の所得額に10万円を加算した額が令和2年分の給与所得見積額となります。

上記は例になります。所得額の計算方法について、不明な点は、お近くの税務署にお尋ねください。

年金にかかる源泉徴収税額

- ■年金にかかる所得税および<u>復興特別所得税</u>の源泉徴収税額は、次の計算式で計算した金額となります。
- ●計算式内の「社会保険料」とは、年金から特別徴収された介護保険料及び国民健康保険料(または後期高齢者医療保険料)の合計額です。

「扶養親族等申告書」を提出した場合

[源泉徴収税額の計算] (1円未満切捨て)

源泉徵収税額 =(年金支給額-社会保険料-各種控除額)×合計税率*(5.105%)

**合 計 税 率(5. 105%) = 所得税率(5) × 102. 1 /100

退職共済年金受給者の方は、65歳になると源泉徴収税額の計算が変わり、政令で定める一定の額を差し引いた額を控除することになります。

〔源泉徴収税額の計算〕(1円未満切捨て)

源泉徴収税額={退職共済年金の年金支給額ー社会保険料ー

(各種控除額-政令で定める一定の額*) > ×合計税率(5.105%)

- ※ 計算式内の「政令で定める一定の額」とは、47,500円×その年金支給額の計算の基礎となった月数により算出された金額です。
- ※ 合計税率につきましてはP28「平成25年分の所得税から適用された復興特別所得税」をご参照ください。

◇各種控除額

対象	控 除 の 種 類	月割控除額 《1か月あたり》
受給者全員	公的年金等控除、 基礎控除相当	【65歳未満の方】 1か月分の年金支払額×25%+65,000円 (最低額9万円)
		【65歳以上の方】 1か月分の年金支払額×25%+65,000円 (最低額13万5千円)
控 除 対 象 配 偶 者 がいる場合	配偶者控除または	32,500円 (年額390,000円)
	老人控除対象配偶者相当	40,000円 (年額480,000円)
控除対象扶養親族が いる場合(16 歳以上)	扶 養 控 除	32,500円×人数 (年額390,000円×人数)
	特定扶養親族控除	52,500円×人数 (年額630,000円×人数)
	老人扶養親族控除	40,000円×人数 (年額480,000円×人数)
受給者本人、 同一生計配偶者、 扶養親族が障害者の 場合	普通障害者控除	22,500円×人数 (年額270,000円×人数)
	特別障害者控除	35,000円×人数 (年額420,000円×人数)
	または 同居特別障害者控除	62,500円×人数 (年額750,000円×人数)

受給者本人が寡婦、 特別寡婦、寡夫の場合	寡婦控除	22,500円(年額270,000円)
	│─────または 特別寡婦控除 ├───または	30,000円 (年額360,000円)
	寡夫控除	22,500円(年額270,000円)

- ※ 障害者控除は、扶養親族が年少扶養親族(16歳未満)である場合においても適用されます。
- ※ 同居特別障害者控除は、同一生計配偶者または扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、受給者本人、その配 偶者または受給者本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人に適用されます。

「扶養親族等申告書」を提出しない場合

[源泉徴収税額の計算] (1円未満切捨て)

源泉徵収税額 = (年金支給額-社会保険料-控除額 *1) \times 合計税率 *2 (5. 105%)

- ※1 【65歳未満の方】1か月分の年金支払額×25%+65,000円(最低額9万円)【65歳以上の方】1か月分の年金支払額×25%+65,000円(最低額13万5千円)
- *2 合計税率(5.105%) = 所得税率(5) × 102.1 /100
- (※)合計税率については、下記の「平成25年分の所得税から適用された復興特別所得税」をご参照願います。

各種控除に該当しない場合は、提出されない場合でも源泉徴収税額に差はありません。

平成25年分の所得税から適用された復興特別所得税

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。

- 平成25年2月に支払われた年金から、所得税および復興特別所得税が源泉徴収されます。
- 復興特別所得税は、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、併せて源泉徴収されます。
- 源泉徴収される復興特別所得税の額は、源泉徴収される所得税の額の2.1%相当額とされています。
- 復興特別所得税の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払 金額等に対して合計税率を乗じて計算した金額を源泉徴収します。
- 源泉徴収税率は次の計算で求めることになります。

合計税率 = 所得税率 × 102.1 / 100